

令和3年第1回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月13日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階会議室2C、2D

3 出席委員 18名

会長職務代理者

19番 長尾 信彦

委員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

3番 櫻井 良一

4番 川浪 輝雄

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

9番 土岐 敏教

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

12番 森 義博

14番 秋田谷 悟

15番 和島 勇人

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 2名

会長

20番 斎藤 靖裕

委員

13番 佐野 一

5 次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第1号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可処分の取消について

議案第2号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第3号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第4号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

議案第5号

農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第6号

空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について

議案第7号

地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第8号

農用地の買入協議の要請に係わる意見について

協議案第1号

農業施策等に関する要望書について

報告第1号

農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

報告第2号

令和2年事業結果報告について

6 その他

7 閉会

8 参与

農業委員会事務局

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 田附 浩司

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所

支所長 小寺 昭直

農林水産課

主任 岩根 亮平

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 3 年第 1 回
総会を開会いたします。
はじめに、長尾会長職務代理者より挨拶を申し述べます。

職 代 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、総会規則及び農業委
員会等に関する法律により長尾会長職務代理者に議長を
お願いします。
長尾会長職務代理者、よろしくお願いします。

職 代 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席
委員数は 18 名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい
ただきます。

議事録署名者には、16 番 岩谷委員、17 番 原田

委員のご兩名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林水産課 岩根主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和2年12月25日午前9時から市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、外崎高逸推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業3件、農林業支援センター事業7件を適正に処理したことを報告いたします。

次に、令和2年12月25日午後1時30分から平山洋志委員、白戸裕丈委員、桑田孝子推進委員で五所川原地区の登記官照会1件、令和3年1月8日午後2時から平山洋志委員、桑田孝子推進委員で五所川原地区の5条転用2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可処分の取消について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可処分の取消について」であります。

農地法第3条第1項の規定に基づく下記許可処分を当

事者双方の願いにより取り消したいので承認を求めるものであります。

件数は1件、農地の所在は大字野里字牧ノ原、畑2筆、合計1,465㎡です。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

当初の許可年月日は令和2年12月10日、所有権移転です。取り消しの理由は双方の都合によるものです。

議長 議案第1号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第1号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 2ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転13件、無償所有権移転5件、使用貸借権設定1件です。

3 ページをご覧ください。

- 1 番 大字鶴ヶ岡字鎌田、田 4 筆、合計 17,747 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 4,188,000 円の有償移転です。

- 2 番 大字戸沢字玉清水、田 1 筆、3,669 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 920,000 円の有償移転です。

- 3 番 大字一野坪字朝日田崎、田 1 筆、7,953 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 2,386,000 円の有償移転です。

- 4 番 大字原子字紅葉、畑 1 筆、3,553 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 の有償移転です。

- 5 番 大字毘沙門字中熊石、畑 1 筆、1,877 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 30,000 円の有償移転です。

- 6 番 大字毘沙門字上熊石、田 1 筆、2,142 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 円の有償移転です。

- 7 番 大字田川字藪里、畑 1 筆、563 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 169,000 円の有償移転です。

- 8 番 大字藻川字千年、田 1 筆、2 4 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 5 0 0, 0 0 0 円の有償移転です。
- 9 番 大字鶴ヶ岡字鎌田、田 1 筆、3 4 5 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 5 1, 7 5 0 円の有償移転です。
- 1 0 番 大字高野字柳田、田 1 筆、5, 3 1 1 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 2 6 0, 0 0 0 円の有償移転です。
- 1 1 番 大字羽野木沢字隈無、畑 1 筆、3, 4 5 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 3 4 5, 7 0 0 円の有償移転です。
- 1 2 番 大字野里字牧ノ原、畑 2 筆、合計 1, 4 6 5 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 3 0 0, 0 0 0 円の有償移転です。
- 1 3 番 相内桂川、田 1 筆、8 6 9 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1 5 0, 0 0 0 円の有償移転です。
- 1 4 番 大字沖飯詰字帯刀ほか、田 5 筆、畑 1 筆、合計 1 7, 0 8 7 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子への贈与による無償移転です。
- 1 5 番 大字毘沙門字上熊石、田 1 筆、1 5, 8 6 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子への贈与による無償移転です。

- 16番 大字川山字甘木ほか、田3筆、合計6,910㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 17番 大字川山字森内ほか、田7筆、合計25,272㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 18番 大字藻川字間手川、田1筆、1,495㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 19番 大字鶴ヶ岡字福田、田3筆、合計10,000㎡
貸付人、借受人は記載のとおりです。
20年間の使用貸借権設定です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり、
農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当で
あると判断されます。

議長 議案第2号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可すること
にご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号について原案のと

おり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 1 ページをご覧ください。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転2件です。

1 2 ページをご覧ください。

1 番 字芭蕉、田1筆、297㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は資材置場です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約1.7kmに位置し、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域に近接する区域で都市計画法第8条第1項第1条に規定する用途地域が定められた地域であるため第3種農地と判断されます。

申請人は、現在、塗装業を営んでいるが株式会社として法人組織化を機会に事業の発展を目指して、専用事業用機材及び資材を保管する場所がなく、自宅から近い土地に資材置場を設けるため今回の申請に至りました。

申請地との間は段差がなく敷砂利で整地し土砂の流出の影響はなく、雨水は自然浸透させ、土地利用についても計画図より申請地を有効に利用できるものとされ、資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ

転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 大字湊字船越、畑 1 筆、2, 693 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は資材置場です。

申請地は、五所川原市役所から南西へ約 1.5 km に位置し、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域に近接する区域で都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた地域であるため第 3 種農地であると判断されます。

譲受法人は不動産業を営んでおり、多方面に造成工事を行い資材置場に合う土地を探していた。

申請地は市道沿いに面し、北側と南側は道路、西側は線路、東側は農地に面しているため土砂等の流出を防ぐため L 型擁壁を施し、被害を及ぼすことのないように努めるとのこと、資材置場 1836.12 m²、通路部分 949.88 m² の利用になり、土地利用計画については、申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、13 ページをご覧ください。

議 長 議案第 3 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 3 号について原案の通り可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議長　　ご異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

　　続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

　　参与より説明をお願いします。

参与　　14ページをご覧ください。

　　議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

　　五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものである。

　　件数は、利用権設定42件、所有権移転13件です。

　　15ページ番号1番から32ページ番号42番までの利用権設定42件については皆様のお手元にお配りしております農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

　　33ページ番号1番から37ページ番号13番までの所有権移転13件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農林業支援センター（農地中間管理事業）」によるものです。

議長　　議案第4号についての説明が終わりました。

　　閲覧時間を5分間とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員　　（5分間閲覧）

議長　　それでは時間となりましたので、議案第4号について審

議いたします。

利用権設定 1、2、40、41 番、所有権移転 6 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定 1、2、40、41 番、所有権移転 6 番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定 1、2、40、41 番、所有権移転 6 番以外について原案のとおり決定いたします。

続きまして、利用権設定 1 番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の制限となりますので、3 番 櫻井委員には退席をお願いいたします。」

3 番

櫻井委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定 1 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定いたします。

3番 櫻井委員は着席をお願いいたします。

3番

櫻井委員 (着席)

議長 続きまして、利用権設定2番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、10番 中川委員には退席をお願いいたします。

10番

中川委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定いたします。

10番 中川委員は着席をお願いいたします。

10番

中川委員 (着席)

議長 続きますして、利用権設定40、41番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、14番 秋田谷委員には退席をお願いいたします。

14番

秋田谷委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定40番、41番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定40番、41番について原案のとおり決定いたします。

14番 秋田谷委員は着席をお願いいたします。

14番

秋田谷委員 (着席)

議長 続きますして、所有権移転6番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与

の制限」となりますので、8番 小野委員には退席をお願いいたします。

8番

小野委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転6番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転6番について原案のとおり決定いたします。

8番 小野委員は着席をお願いいたします。

8番

小野委員 (着席)

議長 続きまして、議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

参与から説明をお願いします。

参与 38ページをご覧ください。

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案に係る意見があったので、農業委員会の意見を求める

ものであります。

件数は1件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字原子字山元、畑1筆、期間は6年、借り賃は10aあたり1,710円です。

受け手の決定理由は、希望条件等が適合する隣接、近接の担い手が不在で複数の新規就農者のうち他者より希望条件に適合しているためです。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農林業支援センターが借り受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接しているまたは貸付地を作業受託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

議 長 議案第5号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第6号「空き家バンク登録に係る農地

の別段の面積及び区域の指定について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 39ページをご覧ください。

議案第6号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について」

農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受けるため下記のとおり別段の面積及び区域の指定申請書の提出があったので審議を求める。

申請件数1件、農地の所在は大字野里字牧ノ原、地目は畑、所有者、願出人は記載のとおりです。

五所川原市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により、申請書の提出があった五所川原東地区は遊休農地が相当程度存在し、今後も増加することは予想され、当該区域の位置及び規模からみて別段面積を引き下げた場合においても区域内及び周辺の農地等の効率的な利用に支障をきたすおそれがなく、新規就農者等の受け入れを促進するため空き家バンク登録に係る農地の別段の面積を1㎡に、区域は五所川原東地区と設定したいので承認を求めるものです。

議 長 議案第6号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号については原案のとおり決定いたします。

続きますして、議案第7号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 40ページをご覧ください。

議案第7号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。

件数1件、農地の所在は字蘇鉄、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。

変更後の地目は宅地であります。

調査の結果、非農地であると判断され事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第7号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号について原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 8 号「農用地の買入協議の要請に係わる意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いいたします。

参 与

41 ページをご覧ください。

議案第 8 号「農用地の買入協議の要請に係わる意見について」

農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき農地中間管理機構による買入が必要と認められるので五所川原市長に対し、要請するため意見を求めるものです。

1 番

相内実取、田 5 筆、合計 27,413 m²

申出人は記載のとおりです。

利用調整上、特に問題となった事項については、売買価格の不一致により譲渡人の売渡希望価格は 10 a あたり 45 万円であり、同価格で買受希望者にあっせんしたが折り合いがつかず不調に終わったものであります。

議 長

議案第 8 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(なし)

議 長

ご質問がないようですので、議案第 8 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第 8 号について原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議案第 1 号「農業施策等に関する要望に

ついて」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

(議案説明)

42ページをご覧ください。

協議案第1号「農業施策等に関する要望について」
五所川原市長に別紙のとおり要望書を提出したいの
で協議を求める。

提案理由として、新型コロナウイルス感染症拡大及び
外出自粛の影響により景気の減速が長期化し、今後、農
業者が安心して農業経営を継続できるよう要望書を提
出するため協議するものであります。

別冊「農業施策等に関する要望書」をご覧ください。

(要望書説明)

議 長

協議案第1号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

1 番

平山委員

別冊要望書の2ページ目の8行目の「～により」という
表現を「～による」という表現に改める方が適切ではない
のか。

また、4ページ目の11行目の最後に「以上」という記
載を加える方が適切ではないのか。

議 長

1番 平山委員よりご指摘がありました事項について
委員の皆様、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

(なし)

議 長 ご意見、ご質問等がないようですので、1 番 平山委員
ご指摘のとおり修正することにご異議はございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、1 番 平山委員ご指摘のと
おり修正することといたします。
他にご質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、協議案第 1 号について原案
のとおり実施することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、協議案第 1 号について原案
のとおり実施することに決定いたします。
報告第 1 号につきましては、後ほどお目通しをお願いし
ます。
報告第 2 号につきましては、昨年の事業結果報告につい
て事務局から報告をお願いします。

参 与 (報告)

議 長 以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたしま
す。
慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後 3 時 5 2 分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(長尾 信彦)

会長職務代理者

(岩谷 博)

16番委員

(原田 繁福)

17番委員
